

国指定釧路湿原鳥獣保護区
釧路湿原特別保護地区計画書
【指定】

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

釧路湿原特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

釧路湿原鳥獣保護区のうち、北海道川上郡標茶町所在北 16 線と釧路川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を南進しコッタロ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し同川左岸と同字コッタロ 2 番の境界線東端を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同線を南西に進み国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同町所在北 17 線との交点に至り、同所から同線を東進し同字コッタロ 127 番の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同町所在北 16 線との交点に至り、同所から同線を東進し起点に至る線により囲まれた区域、標茶町と釧路郡釧路町との境界線と釧路川右岸との交点を起点とし、同所から国有地と民有地との境界線及びその延長線を南西に進み釧路川右岸から北西に 100m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南西に進み雪裡川左岸から北東に 100m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み公益社団法人北海道さけます増殖事業協会管理道路中心線から北東に 100m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み釧路川右岸堤防中心線から北東に 100m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進みオンネナイ 1 号川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北東に進み阿寒郡鶴居村所在西 9 号との交点に至り、同所から同西 9 号を北進し同村所在南 1 線との交点に至り、同所から同線を東進し同村字久著呂太 2 番 1 の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同 15 番 2 の境界線とツルハシナイ川左岸を最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同線を北東に進みツルハシナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進しツルハシナイ 1 号川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同村所在北 3 線との交点に至り、同所から同北 3 線を東進し同村所在東西基線から西に 1,500m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し同村所在北 3 線から南に 800m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を東進し同村所在東西基線との交点に至り、同所から同東西基線を北進し久著呂幹線明渠排水路中心線から北東に 500m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み同村字久著呂原野北 10 線 20 番 1 の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同 9043 番の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同 9043 番の北端に至り、同所から国有地と民有地の境界線を北進しコッタロ林道との交点に至り、同所から同林道を東進し道道久著呂原野塘路線中心線から南西に 100m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南東に進み釧路川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し起点に至る線により囲まれた区域、釧路町所在達古武湖の公有水面の区域、釧路市広里 1 番 1、同 1 番 2、釧路郡釧路町所在字トリトウシ原野 61 番 3 及び同 61 番 62 の区域並びに釧路川右岸堤防中

心線から西に 100m の距離を置いて引いた線と釧路市所在安原四番一の北側境界線との交点を起点とし、同所から国有地と同 4 番 1 との境界線を西進後南進し国有地と釧路市道鶴野広里線北側基部との境界線との交点に至り、同所から同国有地の南側境界線を西進後北西に進み釧路川右岸堤防中心線から南西に 100m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南東に進み後南進し基点に至る線により囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から 20 年間

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

国指定釧路湿原鳥獣保護区は、北海道南東部に位置する釧路平野の一部で、釧路川とその支流の流域に東西 10km、南北 25km にわたり広がる、日本最大の湿原である。

広大な湿原の約 80% はヨシ、スゲに被われた低層湿原であるが、湿原西部を中心にミズゴケ類が優占する高層湿原や、中間湿原が点在している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA 類のシマフクロウ、絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウを始めとする希少鳥獣が確認されている。

特に、タンチョウは当該区域での繁殖が確認されており、その繁殖つがい数は我が国最大である。また、国内希少野生動植物種であり絶滅危惧ⅠB 類のチュウヒや、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ、オオワシ等の希少猛禽類等の渡り鳥にも利用されており、合計で 48 科 206 種の鳥類の生息が確認されている。

当該鳥獣保護区の中でも、低層湿原が広がっている湿原中央部分については、繁殖期にタンチョウの営巣が特に多く確認されており、タンチョウの繁殖、採餌の場となっているほか、チュウヒの生息も確認されていることから、特に重要な区域となっている。また、新釧路川左岸の環境省所管地の一部に存在する旧耕作地についても、タンチョウの生息が確認されている。このように、当該区域は、釧路湿原鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

1) 鳥獣保護区管理員により、鳥獣の生息状況等を把握するための調査を

行う。

- 2) 利用者による鳥類への影響や違法捕獲防止のため、自然保護官や鳥獣保護区管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係地方公共団体や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

3. 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の 1 市 2 町 1 村にわたる区域で成り立っている。

イ 地形、地質等

当該区域が位置する釧路湿原は、北海道南東部に位置する釧路平野の一部で、東西 10km、南北 35km にわたる、面積約 25,840ha の日本最大の湿原であり、新釧路川とその支流の流域に広がった広大な泥炭地である。

ウ 植物相の概要

当該区域には広大な低層湿原が広がっており、ヨシ・イワノガリヤス群落、ツルスゲ・ミツガシワ群落、ヤチヤナギ・ミジナスゲ群落、ハンノキ林が形成され、ハンノキ林の林床にはカブスゲのヤチボウズとホザキシモツケ、ヒメカイウ、ナガバツメクサ、ヒメシダが多く自生している。

また、温根内赤沼とキラコタン岬周辺には中・高層湿原の植生が見られ、カラフトイソツツジ・チャミズゴケ群落、ミカヅキグサーイボミズゴケ群落、ニッコウシダ・クシノハミズゴケ群落等が形成されている。

湖沼には多様な水生植物が分布し、フラスコモ属やネムロコウホネ、エゾベニヒツジグサ等の希少種も確認されているが、特に達古武湖では平成 18 年以降ヒシが増加し湖全体に繁茂するようになり、水中の光量低下等のため水生植物の多様性低下が生じている。

エ 動物相の概要

当該区域には、鳥類 48 科 206 種、獣類 10 科 38 種が確認されている。

中でも天然記念物及び国内希少野生動植物種であるタンチョウの生息地として有名なコッタロ湿原をはじめとし、湿原内には、多くのタンチョウの営巣が確認され、その他にチュウヒ、オオワシ、オジロワシ等の希少猛禽類も生息している。

また、湿原内に点在する湖沼は、オオハクチョウ、ヒシクイの渡来地ともなっており、広大な湿原環境が希少な鳥獣の生息地としての役割を果たしている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり

イ 獣類

別表 3 のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、農林水産物の被害報告はない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札

18 本

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 54 年 3 月 31 日 指定（クッチャロ太鳥獣保護区特別保護地区）
（昭和 54 年 3 月 26 日 環境庁告示第 6 号）

(2) 経緯

平成元年 4 月 1 日 指定（釧路湿原鳥獣保護区特別保護地区）
（平成元年 3 月 29 日 環境庁告示第 16 号）

平成 10 年 11 月 1 日 指定
（平成 10 年 10 月 30 日 環境庁告示第 82 号）

平成 20 年 11 月 1 日 指定
（平成 20 年 10 月 31 日 環境省告示第 87 号）

別表1 国指定釧路湿原鳥獣保護区釧路湿原特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	(11,523) 11,426 ha	5,815 ha	17,241 ha	(6,962) 6,934 ha	2,895 ha	9,829 ha	ha	ha	ha
└ 林 野	541 ha	23 ha	564 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	3 ha	3 ha	6 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 水 面	953 ha	ha	953 ha	137 ha	ha	137 ha	ha	ha	ha
└ その他	(10,026) 9,929 ha	5,789 ha	15,718 ha	(6,822) 6,794 ha	2,895 ha	9,689 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	(9,016) 8,919 ha	4,846 ha	13,765 ha	(6,177) 6,149 ha	2,861 ha	9,010 ha	ha	ha	ha
└ 国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	(9,016) 8,919 ha	4,846 ha	13,765 ha	(6,177) 6,149 ha	2,861 ha	9,010 ha	ha	ha	ha
└ 財務省所管	(8,865) 8,768 ha	4,065 ha	12,833 ha	(6,177) 6,149 ha	2,541 ha	8,690 ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	151 ha	320 ha	471 ha	ha	320 ha	320 ha	ha	ha	ha
└ 国土交通省所管	ha	461 ha	461 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	971 ha	160 ha	1,131 ha	645 ha	34 ha	679 ha	ha	ha	ha
└ 都道府県所有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 市町村所有地等	971 ha	160 ha	1,131 ha	645 ha	34 ha	679 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	971 ha	160 ha	1,131 ha	645 ha	34 ha	679 ha	ha	ha	ha
私有地等	583 ha	809 ha	1,392 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	583 ha	809 ha	1,392 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
公有水面	953 ha	ha	953 ha	137 ha	ha	137 ha	ha	ha	ha
計	(11,523) 11,426 ha	5,815 ha	17,241 ha	(6,962) 6,934 ha	2,895 ha	9,829 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域									
└ 普通地域									
自然公園法による地域 （名称：釧路湿原国立公園）	(11,523) 11,426 ha	5,815 ha	17,241 ha	(6,962) 6,934 ha	2,895 ha	9,829 ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	6,490 ha		6,490 ha	6,490 ha	ha	6,490 ha			
└ 特別地域	(5,003) 4,906 ha	5,638 ha	10,544 ha	(472) 444 ha	2,895 ha	3,339 ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	30 ha	177 ha	207 ha	ha	ha	ha			
文化財保護法による地域 （名称：国指定天然記念物 釧路湿原）	5,011 ha	ha	5,011 ha	5,011 ha	ha	5,011 ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定釧路湿原鳥獣保護区釧路湿原特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ目	キジ科	エゾライチョウ	DD	周年
		ウズラ	VU	夏鳥
		キジ		周年
カモ目	カモ科	○ ヒシクイ	天然記念物	旅鳥
		○ 亜種オオヒシクイ	NT	旅鳥
		○ 亜種ヒシクイ	VU	旅鳥
		マガン	NT、天然記念物	旅鳥
		カリガネ	EN	旅鳥
		ハクガン	CR	旅鳥
		コクガン	VU、天然記念物	旅鳥または冬鳥
		コブハクチョウ		周年
		亜種コハクチョウ		旅鳥または冬鳥
		○ オオハクチョウ		旅鳥または冬鳥
		○ オシドリ	DD	夏鳥
		オカヨシガモ		旅鳥
		○ ヨシガモ		夏鳥
		○ ヒドリガモ		旅鳥
		アメリカヒドリ		旅鳥または冬鳥
		○ マガモ		周年
		○ カルガモ		周年
		○ ハシビロガモ		冬鳥または旅鳥
		○ オナガガモ		冬鳥または旅鳥
		シマアジ		旅鳥
		トモエガモ	VU	冬鳥
		○ コガモ		冬鳥
		○ 亜種コガモ		冬鳥
		○ ホシハジロ		冬鳥または旅鳥
		○ キンクロハジロ		旅鳥または冬鳥
		○ スズガモ		旅鳥または冬鳥
		シノリガモ		冬鳥または周年
		ビロードキンクロ		冬鳥
		○ ホオジロガモ		冬鳥
		○ ミコアイサ		冬鳥
		○ カワアイサ		周年
		ウミアイサ		冬鳥
カイツブリ目	カイツブリ科	○ カイツブリ		夏鳥
		○ アカエリカイツブリ		夏鳥
		ミミカイツブリ		冬鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)		周年
		○ キジバト		夏鳥
		アオバト		夏鳥
アビ目	アビ科	シロエリオオハム		旅鳥または冬鳥
ミズナギドリ目	ウミツバメ科	コシジロウミツバメ		夏鳥
カツオドリ目	ウ科	ウミウ		夏鳥
ペリカン目	サギ科	サンカノゴイ	EN	夏鳥
		ヨシゴイ	NT	夏鳥
		オオヨシゴイ	CR	夏鳥
		ゴイサギ		夏鳥
		アマサギ		夏鳥
		○ アオサギ		夏鳥
		ダイサギ		夏鳥
		チュウサギ	NT	夏鳥
		コサギ		夏鳥
		カナダヅル		迷鳥
ツル目	ツル科	○ タンチョウ	VU、国内希少、天然記念物	周年
		クロヅル	DD	迷鳥
		アネハヅル		迷鳥
	クイナ科	シマクイナ	EN	冬鳥
		クイナ		夏鳥
		ヒメクイナ		夏鳥
		ヒクイナ	NT	夏鳥
		ツルクイナ		迷鳥
		バン		夏鳥
		○ オオバン		夏鳥
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ		夏鳥
		○ ツツドリ		夏鳥
		○ カッコウ		夏鳥
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	NT	夏鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ アマツバメ		夏鳥 夏鳥
チドリ目	チドリ科	ムナグロ コチドリ		旅鳥 夏鳥
	セイタカシギ科	<u>セイタカシギ</u>	VU	旅鳥
	シギ科	ヤマシギ アオシギ ○ オオジシギ タシギ <u>ツルシギ</u> <u>アカアシシギ</u> クサシギ <u>タカブシギ</u> キアシシギ イソシギ ウズラシギ	 NT VU VU VU	夏鳥 冬鳥 夏鳥 旅鳥 旅鳥 夏鳥 旅鳥 旅鳥 夏鳥 旅鳥
	カモメ科	ミツユビカモメ ○ ユリカモメ ○ ウミネコ カモメ ワシカモメ シロカモメ ○ セグロカモメ ○ オオセグロカモメ アジサシ		冬鳥 旅鳥 夏鳥 旅鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 周年 旅鳥
タカ目	ミサゴ科	○ ミサゴ	NT	夏鳥
	タカ科	○ トビ ○ <u>オジロワシ</u> ○ <u>オオワシ</u> ○ <u>チュウヒ</u> ハイイロチュウヒ ツミ ○ ハイタカ ○ オオタカ ○ ノスリ ケアシノスリ	VU、国内希少、国際希少、天然記念物 VU、国内希少、天然記念物 EN、国内希少 NT NT	周年 周年または冬鳥 冬鳥 夏鳥または周年 冬鳥または旅鳥 夏鳥 周年 周年 周年 冬鳥
フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク コノハズク <u>シマフクロウ</u> ○ フクロウ アオバズク トラフズク コミミズク	CR、国内希少、天然記念物	周年 夏鳥 周年 周年 夏鳥 夏鳥 冬鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン ○ カワセミ ヤマセミ		夏鳥 夏鳥 夏鳥
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ ○ コゲラ コアカゲラ ○ オオアカゲラ ○ アカゲラ クマゲラ ○ ヤマゲラ	VU、天然記念物	夏鳥 周年 周年 周年 周年 周年 周年
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ コチョウゲンボウ チゴハヤブサ シロハヤブサ ○ <u>ハヤブサ</u>	VU、国内希少	冬鳥 冬鳥 夏鳥 冬鳥 周年
スズメ目	モズ科	○ モズ <u>アカモズ</u> オオモズ	EN	夏鳥 夏鳥 冬鳥
	カラス科	○ カケス ○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス		周年 周年 周年

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		ワタリガラス		冬鳥
	キクイタダキ科	キクイタダキ		周年
	シジュウカラ科	○ ハシブトガラ		周年
		○ コガラ		周年
		○ ヤマガラ		周年
		○ ヒガラ		周年
		○ シジュウカラ		周年
	ヒバリ科	○ ヒバリ		夏鳥
	ツバメ科	○ ショウドウツバメ		夏鳥
		ツバメ		夏鳥
		イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ		周年
	ウグイス科	○ ウグイス		夏鳥
		○ ヤブサメ		夏鳥
	エナガ科	○ エナガ		周年
	ムシクイ科	メボソムシクイ		-
		○ エゾムシクイ		夏鳥
		○ センダイムシクイ		夏鳥
	メジロ科	○ メジロ		夏鳥または周年
	センニュウ科	マキノセンニュウ	NT	夏鳥
		シマセンニュウ		夏鳥
		○ エゾセンニュウ		夏鳥
	ヨシキリ科	オオヨシキリ		夏鳥
		○ コヨシキリ		夏鳥
	レンジャク科	○ キレンジャク		旅鳥または冬鳥
		○ ヒレンジャク		旅鳥または冬鳥
	ゴジュウカラ科	○ ゴジュウカラ		周年
	キバシリ科	○ キバシリ		周年
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ		周年
	ムクドリ科	○ ムクドリ		周年
		○ コムクドリ		夏鳥
	カワガラス科	○ カワガラス		周年
	ヒタキ科	マミジロ		夏鳥
		トラツグミ		夏鳥
		○ クロツグミ		夏鳥
		○ マミチャジナイ		旅鳥
		シロハラ		旅鳥
		○ アカハラ		夏鳥
		○ ツグミ		冬鳥または旅鳥
		○ コマドリ		夏鳥
		○ ノゴマ		夏鳥
		○ コルリ		夏鳥
		ジョウビタキ		旅鳥
		○ ノビタキ		夏鳥
		サメビタキ		夏鳥
		○ コサメビタキ		夏鳥
		○ キビタキ		夏鳥
		○ オオルリ		夏鳥
	スズメ科	○ ニュウナイスズメ		夏鳥
		○ スズメ		周年
	セキレイ科	○ キセキレイ		夏鳥
		○ ハクセキレイ		夏鳥
		セグロセキレイ		夏鳥
		○ ビンズイ		夏鳥
		タヒバリ		旅鳥
	アトリ科	○ アトリ		冬鳥または旅鳥
		○ カワラヒワ		夏鳥
		○ マヒワ		周年
		ベニヒワ		冬鳥
		ハギマシコ		冬鳥または漂鳥
		○ ベニマシコ		夏鳥
		オオマシコ		冬鳥
		ギンザンマシコ		周年または冬鳥
		イスカ		周年
		○ ウソ		周年
		○ シメ		夏鳥
		イカル		夏鳥
	ツメナガホオジロ科	ユキホオジロ		冬鳥
	ホオジロ科	○ ホオジロ		夏鳥
		ホオアカ		夏鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		○ カシラダカ		旅鳥
		ミヤマホオジロ		冬鳥
		<u>シマアオジ</u>	国内希少・CR	夏鳥
		ノジコ	NT	迷鳥
		○ アオジ		夏鳥
		クロジ		夏鳥
		○ オオジュリン		夏鳥
合計	19目	48科	206種	

(注)

1. データは湿原生態系調査（生物多様性センター、2004年）等に拠った。

2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改定第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

CR：絶滅危惧種ⅠA類、EN：絶滅危惧種ⅠB類、VU：絶滅危惧種Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧種、DD：情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

5. 備考欄には、鳥類については、周年、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

(別表3) 国指定釧路湿原鳥獣保護区釧路湿原特別保護地区

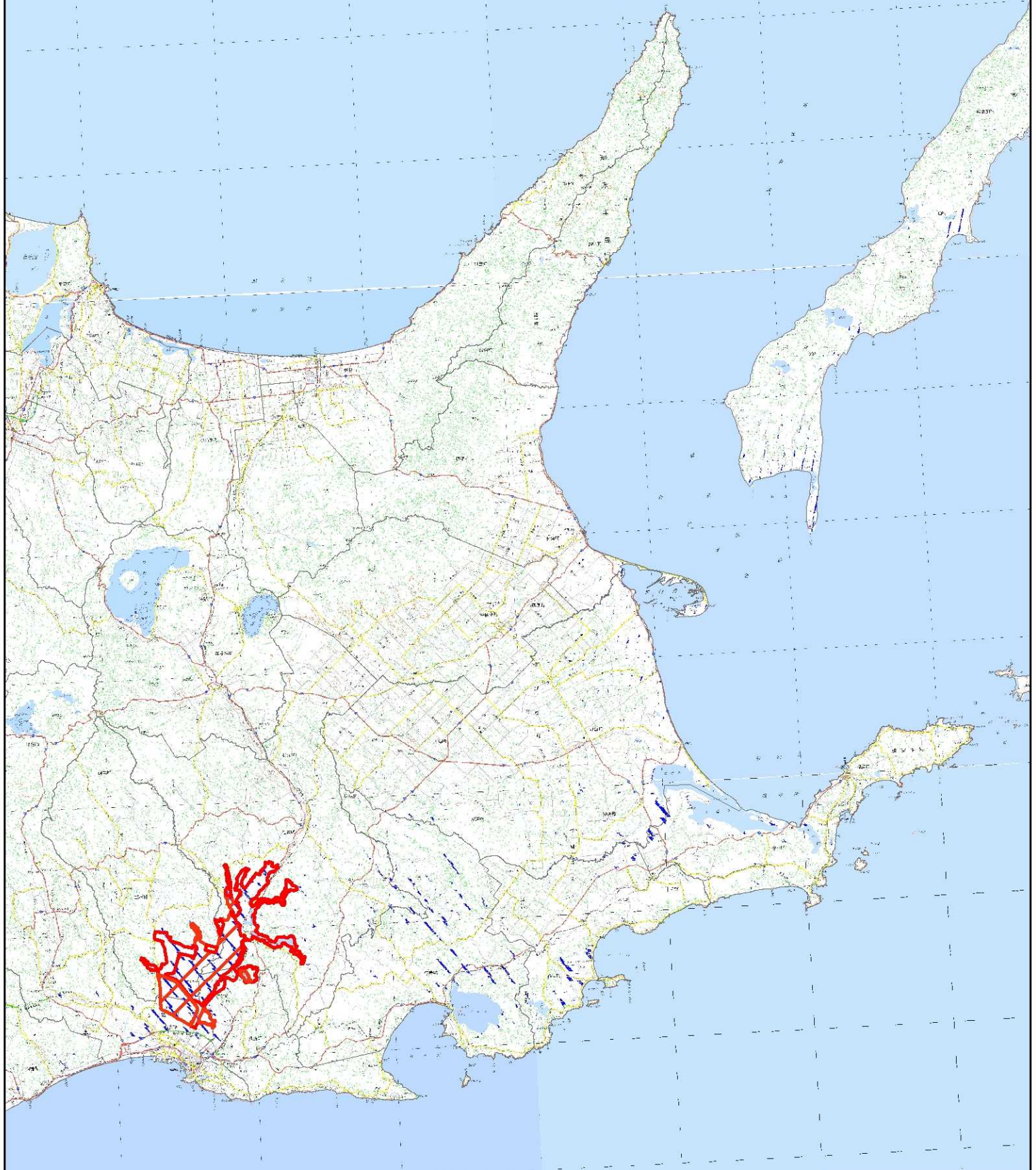
目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ	トガリネズミ	ヒメトガリネズミ エゾトガリネズミ オオアシトガリネズミ		
コウモリ	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ ウスリドーベントンコウモリ <u>ウスリホオヒゲコウモリ</u> ヒメホウヒゲコウモリ カグヤコウモリ <u>ホンドノレンコウモリ</u> ヒメホリカワコウモリ <u>ヤマコウモリ</u> ヒナコウモリ チチブコウモリ ニホンウサギコウモリ テングコウモリ コテングコウモリ	VU VU VU	
ネコ	イヌ	エゾタヌキ ○ キタキツネ		
	イタチ	エゾクロテン ホンDOIタチ ニホンイイズナ エゾオコジョ ○ アメリカミンク	NT NT	
	アライグマ	アライグマ	特定外来	
	クマ	ヒグマ	国際希少	
ウシ	シカ	○ エゾシカ		
ネズミ	リス	○ エゾリス ○ エゾシマリス ○ エゾモモンガ	DD	
	ネズミ	○ エゾヤチネズミ ミカドネズミ カラフトアカネズミ エゾアカネズミ エゾヒメネズミ ドブネズミ クマネズミ ハツカネズミ		
ウサギ	ウサギ	○ エゾユキウサギ		
合計	6目	10科	38種	

(注)

1. データは生物多様性調査（生物多様性センター、2004年）等に拠った。
2. 哺乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（環境省、2002年）を参考とした。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR：絶滅危惧種ⅠA類、EN：絶滅危惧種ⅠB類、VU：絶滅危惧種Ⅱ類、NT：準絶滅危惧種、
DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、外来鳥獣については、外来と記載する。



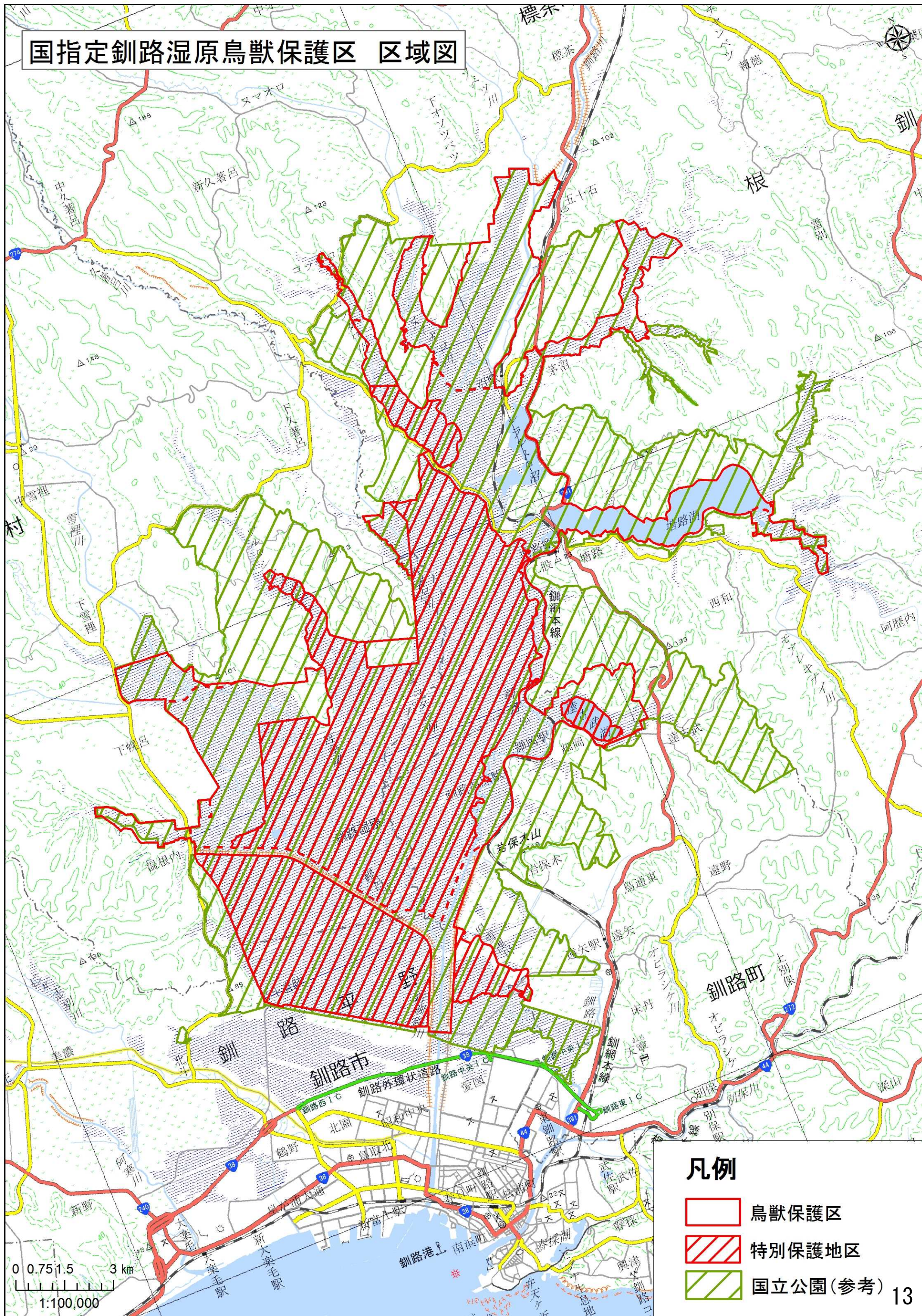
国指定釧路湿原鳥獣害復元位置図



凡例

-  特別保護地区
-  鳥獣保護区

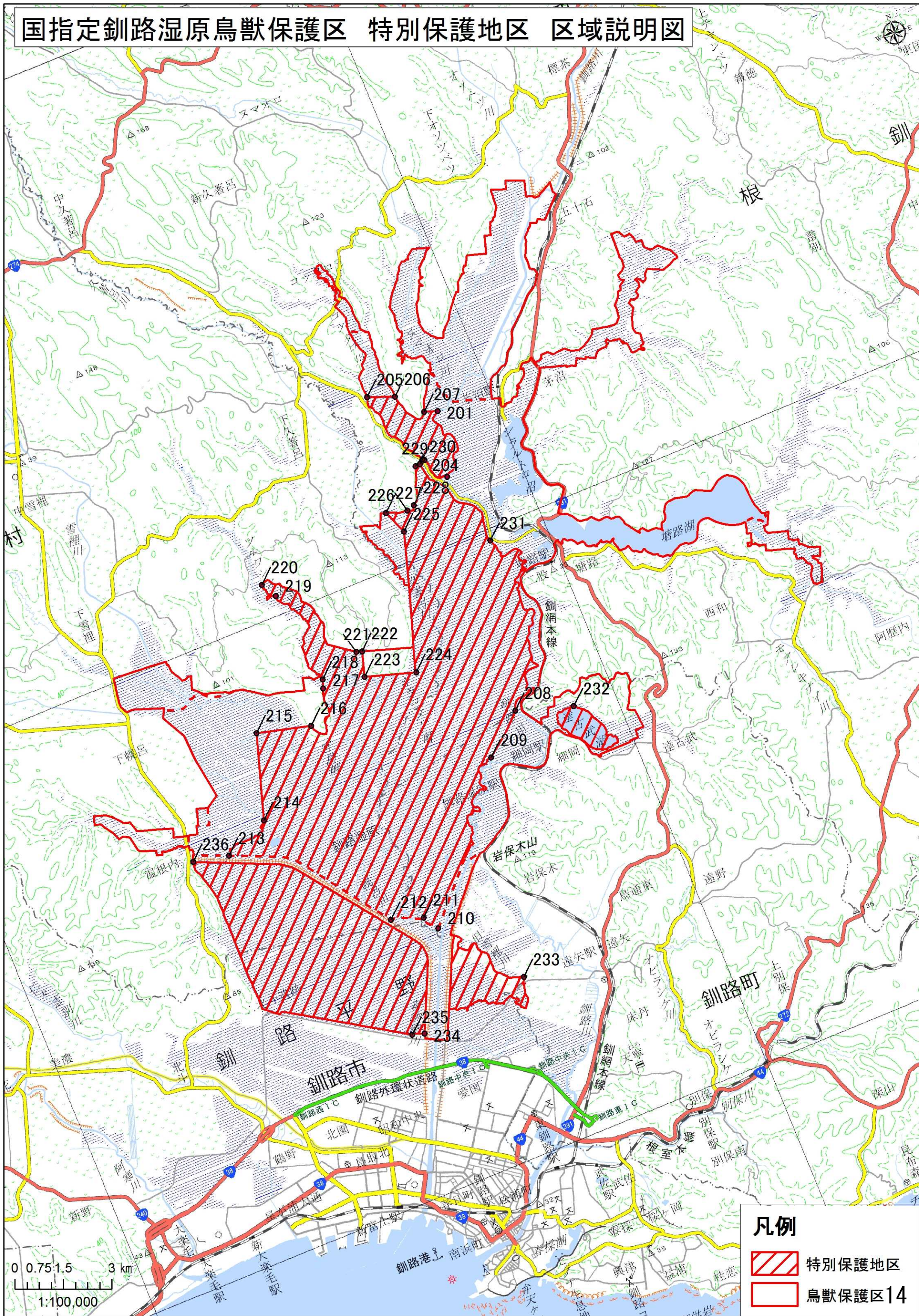
国指定釧路湿原鳥獣保護区 区域図



凡例

- 鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 国立公園(参考)

国指定釧路湿原鳥獣保護区 特別保護地区 区域説明図



- 201-202 釧路川右岸
- 202-203 コッタロ川左岸
- 203-204 コッタロ川左岸と字コッタロ二番の境界線東端を最短距離で結ぶ直線
- 204-205 地番界（国有地界）
- 205-206 北十七線
- 206-207 地番界
- 207-201 北一六線

- 208-209 地番界及び地番界延長線
- 209-210 釧路川右岸から北西に百メートルの距離を置いて引いた線
- 210-211 雪裡川左岸から北東に百メートルの距離を置いて引いた線
- 211-212 （公社）北海道さけ・マス増殖事業協会管理道路中心線から北東に百メートルの距離を置いて引いた線
- 212-213 釧路川右岸堤防中心線から百メートルの距離を置いて引いた線
- 213-214 オンネナイー号川右岸
- 214-215 西九号
- 215-216 南一線
- 216-217 地番界
- 217-218 十五番二の地番界とツルハシナイ川左岸を最短距離で結ぶ直線
- 218-219 ツルハシナイ川左岸
- 219-220 ツルハシナイー号川左岸
- 220-221 地番界（国有地界）
- 221-222 北三線
- 222-223 東西基線から西に千五百メートルの距離を置いて引いた線
- 223-224 北三線から南に八百メートルの距離を置いて引いた線
- 224-225 東西基線
- 225-226 久著呂川明渠排水路中心線から北東に五百メートルの距離を置いて引いた線
- 226-227 地番界
- 227-228 地番界
- 228-229 地番界（国有地界）
- 229-230 コッタロ林道
- 230-231 道道久著呂原野塘路線中心線から南西に百メートルの距離を置いて引いた線
- 231-208 釧路川右岸

- 232-232 公有水面

- 233-233 地番界（環境省国有地界）

- 234-235 地番界
- 235-236 地番界（国有地界）
- 236-234 釧路川右岸堤防中心線から南西に百メートルの距離を置いて引いた線